

金融商品の販売に関するお知らせ

金融商品販売法では、お客様保護の観点から「勧誘方針」の公表と「重要事項」の説明を金融機関に義務付けています。

当組合の「勧誘方針」と貯金に関する「重要事項」は以下のとおりです。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

貯金に関する重要事項のお知らせ

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当組合がお客様にご説明する「重要事項」は以下のとおりです。当組合に貯金等をされる際には、貯金規定、各商品概要説明書、契約締結前交付書面のほか、事前に重要事項の説明をお受けいただき、内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

貯金について

- 貯金保険制度の対象となる貯金です。
- 決済用貯金（注）に該当する当座貯金、利息のつかない普通貯金は全額保護されます。
- 定期貯金や利息のつく普通貯金などは、1 貯金者あたり元本 1,000 万円までとその利息、給付補てん金が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合には、決済用貯金を除くそれらの貯金・積金元本を合計して 1,000 万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。）
- 振込み等の仕掛り中の決済資金は全額保護されます。また、貯金小切手（貯手）、送金小切手（送手）は原則として全額保護されます。
- 元本 1,000 万円を超える部分とその利息、給付補てん金については、概算払い率に応じて払い戻されることとなります。したがって金額が一部カットされることがあります。
- 定期貯金、通知貯金、定期積金等を中途解約される場合には当組合所定の中途解約利率が適用され、お客さまが期待される受取利息等を下回る場合があります。
（注）決済用貯金は、次の（1）～（3）の条件を満たすものです。
（1） 無利息（貯金規定で利息がつかないことを定めてあるもの）
（2） 要求払い（貯金者がいつでも払戻しをうけることができるもの）
（3） 決済サービスを提供できること（公共料金口座引落などのように決済ができるもの）
- 貯金保険対象商品と保護の範囲は次のとおりです。

商品の分類	保護の範囲
・当座貯金 ・別段貯金 ・利息のつかない普通貯金	全額保護
・利息のつく普通貯金 ・定期貯金 ・貯蓄貯金 ・通知貯金 ・定期積金 ・納税準備貯金	合算して元本 1,000 万円までとその利息等を保護 （1,000 万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます）
・譲渡性貯金	（破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます）

貯金以外の金融商品について

- 債券、共済に関する重要事項については、貯金と性格・仕組みが異なっており、金融機関により取扱いも異なりますので、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。